

## 9. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### □ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる三大基本業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業(JAバンク)は、JA・信連・農林中金が組合員・利用者の皆さまに「便利・安心」をご提供するために実質的にひとつの金融機関として、一体的な事業運営を行っています。

#### ● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

#### ☆ 貯金商品一覧表

(平成26年3月31日現在)

貯金種類	主な内容	期間
当座貯金	手形・小切手による支払を組合に委託し、その支払資金として預入れる貯金です。	特に定めなし 但し、当座貸越は有期限
普通貯金	預入れ、引出しが自由にできる貯金です。 決済用貯金のお取り扱いもしています。	特に定めなし
貯蓄貯金	満期日や据置期間はなく、自由に払戻しができ、店頭表示する5段階の金額階層別に設定した利率を適用した利息が年2回支払われます。尚、公共料金等の自動支払、給与・年金等の自動受取にはご利用できません。	特に定めなし
通知貯金	預入日を含めて7日間の据置期間を経過し、解約日の2日前までに払戻の予告が必要です。	据置期間 (7日)以上
納税準備貯金	納税に充てる資金を預入するための貯金で、預入は自由ですが、払出は原則として納税の場合に限られます。	特に定めなし
期日指定定期貯金	最長預入期間3年で、1年の据置期間経過後、1ヵ月前までに通知することにより満期日を指定できる定期貯金です。	最長3年

貯金種類	主な内容	期間
スーパー定期貯金	お預け期間は1ヵ月以上で、定型方式と期日を指定する期日指定方式があります。 個人の方には、利息を6ヵ月毎に複利計算する複利型（3年～5年）もご利用いただけます。 複利型は1ヵ月経過後、1万円以上1円単位で一部支払いが可能です。	定型方式 1ヵ月～5年 期日指定方式 1ヵ月超5年 未満の間
大口定期貯金	大口資金（1,000万円以上）の運用にご利用いただけます。 お預け期間は1ヵ月以上で、定型方式と期日を指定する期日指定方式があります。	定型方式 1ヵ月～5年 期日指定方式 1ヵ月超5年 未満の間
変動金利定期貯金	お預け入れ日から6ヵ月毎の応答日に利率が見直される定期貯金です。 個人の方には複利型もご利用いただけます。	定型方式 1年～3年
積立式定期貯金	期間の定めのないエンドレス型と積立期間を6ヵ月以上10年以内で設定可能なものと、年金型のものがあります。	エンドレス型 積立期限は ありません 満期型 積立期間 6ヵ月以上 10年以下 年金型 積立期間 12ヵ月以上
定期積金	積立期間を決めて掛金を払込、満期日にまとまった給付金を受け取る貯蓄商品です。	6ヵ月以上120 ヵ月（最高10 年）以内
一般財形貯金	勤労者が事業主の協力を得て賃金等から天引きで行う貯金です。	3年以上
財形年金貯金	上記に同じ、老後の資金づくりにご利用ください。 財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税の特典が受けられます。	積立期間 （5年以上） 据置期間 （6ヵ月以上5 年以内） 年金支払期間 （5年以上20 年以内）
財形住宅貯金	上記に同じ、マイホーム資金づくりにご利用ください。 財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税の特典が受けられます。	積立期間 （5年以上）

●融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

☆融資商品一覧表

(平成26年3月31日現在)

	資金名	資金用途	貸出期間 ( )内は据置期間	貸出金額
JA 統一 ローン	フリーローン	組合員が生活に必要なとする資金(負債整理・事業資金等は除く)	6ヵ月以上 ～最長7年以内	300万円以内
	マイカーローン	自動車・バイクの購入・修理・車検等に必要な資金	6ヵ月以上 ～最長10年以内	500万円以内
	カードローン	生活に必要な一切の資金	2年ごとの自動更新	50万円以内
	ワイドカードローン	生活に必要な一切の資金	1年ごとの自動更新	300万円以内
	教育ローン	入学金、授業料、学費および就学に必要な資金	在学期間＋ 最長9年以内	500万円以内
	住宅ローン	・新築、中古住宅の購入、土地の購入、増改築等に必要な資金 ・他金融機関からの借入中の住宅資金の借換に必要な資金	3年以上 ～35年以内  借換は34年以内 (1年単位)	5,000万円以内 (借換は4,000万円以内)
	リフォームローンI型	住宅の増改築・改装・補修及び住宅関連設備等の設置	1年以上 ～15年以内	1,000万円以内
	リフォームローンII型	住宅の増改築・改装・補修及び住宅関連設備等の設置	1年以上 ～10年6ヶ月以内	500万円以内
	営農ローン	営農に必要な運転資金	1年ごとの自動更新	300万円以内
	大型営農ローン	営農に必要な運転資金	1年ごとの自動更新	300万円超1,000万円以内
農業 関連 資金	農業 近代 化 資金	(1号資金) 建構築物等造成資金  畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧(認定農業者のみ)又は取得に要する資金	農機具等のみ ①認定農業者 7(2)年以内 ②認定就農者 10(5)年以内 畜舎・果樹棚等を含む ③その他 7(2)年以内 ①認定農業者	事業費の80% (認定農業者100%(ただし7号資金の①及び②は除く))と次の額のいずれか低い額 個人 1,800万円

			15(7)年以内 ②認定就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	(知事特認 20,000万 円) 農業を営む法 人等 20,000万円
--	--	--	----------------------------------------------------	----------------------------------------------------

		資金名	資金用途	貸出期間 ( )内は据置期間	貸出金額
農 業 関 連 資 金	農 業 近 代 化 資 金	(2号資金) 果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の 植栽又は育成に要する資金 (認定農業者以外は制限)	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定就農者 17(7)年以内	事業費の80% (認定農業者 100%(ただ し、7号資金 の①及び②は 除く))と次 の額のいづれ か低い額 個人 1,800万円 (知事特認 20,000万) 農業を営む法 人等 20,000万円
		(3号資金) 家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入又 は育成に要する資金	①認定農業者 7(2)年以内 ②認定就農者 10(5)年以内	
		(4号資金) 小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧(認定農業者のみ)に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定就農者 18(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		(5号資金) 長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		(6号資金) 農村環境整備資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得資金	①農協等 20(3)年以内 ※個人は対象外	
		(7号資金) 大臣特認			
		①農村給排水施設資金	農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
②特定の農家住宅資金	農業振興地域、過疎地域、振興山村地域の農業者が行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する費用で、一定の要件に該当するもの。				
③内水面養殖施設資金	水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は				

		取得資金	
--	--	------	--

		資金名	資金用途	期間 ( )内は据置期間	貸出金額
農業 関 連 資 金	県 単 制 度 資 金	①徳島 県農業 担い手 育成資 金	農業近代化資金（1～4号資金）と同じ。ただし、18歳以上41歳未満で一定要件に該当する方に限ります	農業近代化資金 の各資金に同じ	1,800万円以内
		②とく しまブ ランド 推進資 金	農業近代化資金（農村環境整備資金を除く）と同じ。ただし、踊る！とくしまブランド事業基本要綱の規定に基づきブランド産地戦略会議がブランド産地強化計画を策定した品目を生産するために必要な資金に限ります。	農業近代化資金 の各資金に同じ	事業費の80% （認定農業者は100%）と1,800万円の いずれか低い額
		③徳島 県青年 農業士 等経営 支援資 金	農業近代化資金（1～4号資金）と同じ。県知事の認定する「青年農業士」または「指導農業士」の方に限ります。	農業近代化資金 の各資金に同じ	1,000万円以内
		農業経営改善促進資金（新ｽｰﾊﾟｰS資金）	購入予定のある種苗、肥料代など新たな投資経費に必要な「運転資金」です。	1年以内	個人：500万円以内 法人：2,000万円 以内（※1）
		天災資金	「天災融資法」の発動により行われる、被害農業者等に対する資金です。	被害損失割合に より異なります	一般農業者は損 失額の45%または 200万円（法人2,0 00万円）のいづれ か低い額 （※2）

(※1)

個人： 500万円以内（畜産経営または施設園芸経営については、2,000万円以内）  
法人：2,000万円以内（畜産経営または施設園芸経営については、8,000万円以内）

(※2)

損失額の45%または200万円（法人2,000万円）のいずれか低い方の額  
（果樹栽培・家畜等飼養者については、損失額の55%または500万円〔法人2,500万円〕  
のいずれか低い方の額）

受託資金	資金名	資金用途	期間 ( )内は据置期間	貸出金額
	農業改良資金	農業者の方が新たな分野、新たな技術にチャレンジする場合、その取組が農業改良措置と認められた場合、無利息になる資金です。	12(3)年以内	個人5,000万円以内 法人1億5千万円以内
	農業経営基盤強化資金 (ｽｰﾊﾟｰｰﾙ資金)	認定農業者が農業経営改善計画に基づき農業経営の改善を図る場合の資金です。	25(10)年以内	個人3億5円以内 法人10億円以内
	経営体育成強化資金	認定農業者以外の担い手の方が利用する経営改善のための資金	25(3)年以内	事業費の80%と次の額のいずれか低い額 個人1億5千万円以内 法人5億円以内
	農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的又は経済的環境の変化等により経営状況の悪化した農業経営の再建に必要な資金	10(3)年以内	600万円以内
	農業基盤整備資金	用水路やほ場整備、農道整備等、生産基盤の整備のための資金	25(10)年以内	地元負担額
	青年等就農資金	新たに農業を始めようとする場合の資金で、認定新規就農者に認定された方が対象となる無利息の資金です。	12(5)年以内	3,700万円以内
	日本政策金融公庫 国の教育ローン	高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金。	10年以内 (在学期間)	学生・生徒お一人につき 200万円以内

※平成26年3月31日までの間に融資決定された農業経営基盤強化資金(ｽｰﾊﾟｰｰﾙ資金)は、貸付当初5年間に限り金利負担軽減措置があります。(対象者:「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者。)

●為替業務

全国のJA・信連・農林中金の約8,600におよぶ店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

●サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、年金等各種自動受取り各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや、銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話による残高照会・振込などができるJAネットバンクなど、いろいろなサービスに努めています。

## 各種手数料等一覧表

平成26年4月1日現在

				同一店舗	本・支所間	系統金融機関	他金融機関		
送金手数料		普通扱い		円	円	432円	648円		
振 込 手 数 料	窓口利用	3万円未満	電信扱い	県内	円	円	216円	540円	
				県外	—	—	540円		
			文書扱い		—	—	216円	432円	
		3万円以上	電信扱い	県内	円	円	432円	756円	
				県外	—	—	756円		
			文書扱い		—	—	432円	648円	
	自動機利用	3万円未満	電信扱い			—	—	108円	432円
		3万円以上				—	—	324円	648円
	J A ネットバンク 利用	3万円未満			県内	無料	無料	108円	324円
					県外	—	—		
3万円以上				県内	無料	無料	216円	432円	
				県外	—	—	324円		
代 金 取 立 手 数 料	徳島手形交換所		普通扱い		—	—	無料	無料	
	県内	至急扱い				—	—	432円	864円
		普通扱い				—	—		648円
	県外	至急扱い				—	—	432円	864円
普通扱い				—	—	648円			
そ の 他 手 数 料	送金・振込の組戻料			1通につき			648円		
	不渡手形返却料			1通につき			648円		
	取立手形組戻料			1通につき			648円		
	取立手形店頭呈示料			1通につき			648円		
	小切手用紙の発行			1冊につき			432円		
	自己宛小切手発行料			1枚につき			540円		
	手形用紙（約束・為替）の発行			1冊につき			540円		
	マル専当座取扱料			割賦販売通知1件につき			3,240円		
	マル専手形用紙代			1枚につき			540円		
	各種証明書の発行			1件につき			216円		
	通帳・証書の再発行			1件につき			540円		
	I Cキャッシュカードの再発行			1件につき			540円		
	ワイドカードローンカード発行料			1件につき			540円		
	貯蓄貯金自動振替料			1回につき			0円		
	変動金利住宅ローン切替料			1件につき			5,400円		
	住宅ローン繰上げ返済料			1件につき			5,400円		
	J A ネットバンク利用手数料			1契約につき			無料		

※注：上記金額には、消費税等が含まれています。



## □ 共済事業について

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また地域社会への貢献を目的に、福祉活動を行っております。

### 1. 平成25年度末事業実績

#### ① 全国計

長期共済保有契約件数	約3, 139万件
長期共済保有契約高	約289兆4, 016億円
短期共済新契約掛金	約3, 995億円
支払共済金額	約3兆5, 720億円
総資産額	約52兆3, 556億円(前年度約50兆6, 909億円)

#### ② 徳島県計

長期共済保有契約件数	約27万件
長期共済保有契約高	約2兆8, 433億円
短期共済新契約掛金	約38億円
支払共済金額	約334億円

### 2. 福祉活動実施内容

#### ① 書道・交通安全ポスターコンクールの開催

小・中学生の書道・美術教育への貢献を目的に開催しています。

(平成25年度応募点数)

書道の部	全国計約146万点、徳島県計36, 645点
ポスターの部	全国計約16万点、徳島県計6, 263点

#### ② 健康管理活動

女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。

#### ③ 交通安全対策活動

交通事故防止を目的とした「交通安全教室」、および「交通事故相談」を行っています。

#### ④ 災害・救援活動

火災・台風・地震などの罹災者に対して、応急用仮設住宅の貸与を行っています。

□ J A 共済商品一覧

1. 長期共済（共済期間が5年以上の契約）

① 医療共済

病気やケガによる入院・手術・放射線治療を手厚く保障します。先進医療保障・入院見舞保障・がん重点保障特則を付加したプランもございます。

② 終身共済

万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。

③ 一時払終身共済

ご加入しやすく、将来の安心を増やせる一生涯の万一保障プランです。

④ 満期専用入院保障付終身共済

養老生命共済の満期を迎える共済契約者向けの終身共済プランです。万一のときの生涯保障と入院・手術・放射線治療保障がセットされています。

⑤ がん共済

がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。

⑥ 予定利率変動型年金共済

老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせて予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

⑦ 養老生命共済

万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。

⑧ 一時払養老生命共済

将来の資金づくりと同時に、万一のときの保障も確保できるプランです。

⑨ こども共済

お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

⑩ 介護共済

幅広い要介護状態に対応し、介護の不安に一生涯備えられるプランです。

⑪ 一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって介護の不安に備えられるプランです。

⑫ 建物更生共済

火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

上記の商品以外に、積立型終身共済、定期生命共済、引受緩和型定期医療共済等も取り扱っております。

2. 短期共済（共済期間が5年未満の契約）

① 傷害共済

日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

② 自動車共済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

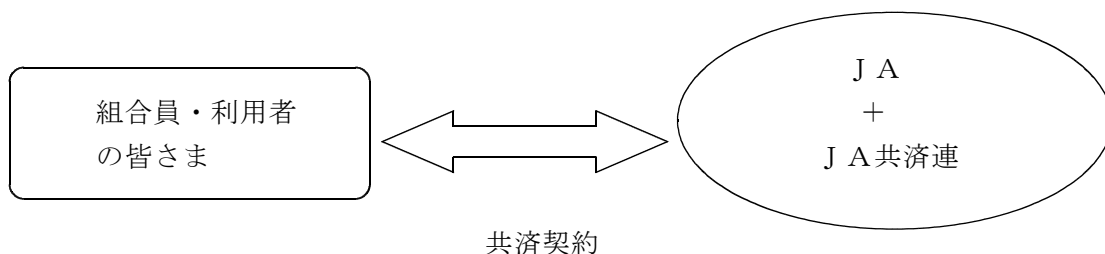
③ 自賠責共済

法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護を保障します。

上記の商品以外に、賠償責任共済、火災共済等も取り扱っております。

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成17年4月1日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。